

令和3年12月3日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(行ウ)第179号 情報公開非公開決定処分取消等請求事件

口頭弁論終結日 令和3年9月10日

判 決

5 東京都杉並区

原 告 三 宅 勝 久

東京都杉並区阿佐谷南1-15-1

被 告 杉 並 区

同代表者兼処分行政庁 杉 並 区 長

10 同 指 定 代 理 人 栗 田 真 記 子

同 高 野 陵 子

同 大 木 裕

同 松 沢 智

15 同 江 端 潤

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20 第1 請求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成29年6月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

25 本件は、原告が、杉並区長に対して情報公開請求(以下「本件請求」という。)をしたところ、杉並区長が一部の文書について一部公開、その余の文書について全部公開とする決定(以下「本件決定」という。)をしたが、文書を閲覧に付する

に当たり、職員の決裁印の印影の一部を白く塗る処理を施したことについて、この白塗りの処理（以下「本件白塗り処理」という。）は、条例に根拠のない違法な非公開処分である上、その理由の説明もなかったことから、原告の知る権利等を侵害するものであり、これにより精神的苦痛を受けたなどと主張して、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づき、10万円及びこれに対する本件決定の日の翌日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの）所定の範囲内の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めらるる事案である。被告は、本件白塗り処理は印影の偽造防止という合理的な理由に基づく措置であるほか、非公開処分には当たらないから非公開の理由を説明すべき義務はないなどとして、原告の請求を争っている。

1 杉並区情報公開条例（以下「本件条例」という。）の定め

本件条例は、区長等の実施機関（2条1号）に対して情報（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した情報で、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録により当該実施機関が管理しているもの。同条2号）の公開の請求をしようとするときは、実施機関に対し、氏名等、情報を特定するために必要な事項及び情報の公開の請求の区分を記載した請求書を提出しなければならない旨定める（9条）。

本件条例は、区長等の実施機関が管理する情報について、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るものなど、本件条例が定める一定の場合を除いては、原則公開とする旨定める（6条1項）。

本件条例は、実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨を速やかに通知する旨（10条1項）、公開請求に係る情報の一部を公開するときは、同決定にその理由を併せて通知しなければならない旨定める（同条4項）。

本件条例は、公開の方法に関し、情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付による旨定める（13条2項）。

2 前提事実

以下の各事実については、当事者間に争いがなく、掲記の各証拠又は弁論の全趣旨により、容易に認められる。

- 5 (1) 原告は、平成29年6月1日付で、杉並区長に対し、本件条例9条に基づき、次の情報（以下「本件対象情報」という。）について、情報公開請求をした（乙1，本件請求）。

「記者会見」ならびに「記者懇談会」に関するすべての文書。現存するもの。ただし、ホームページ等で公表しているものを除く。開催予定の案内状況、「記者懇談会」の趣旨、提供資料、記録、参加した職員の状況がわかるものを含む。記者懇談会の設立趣旨として、大手6紙とNHKの記者のみを対象としたものである旨がわかる文書を含む。

- 10 (2) 杉並区長は、47件の文書を特定した上、平成29年6月29日付けで、一部の文書について一部公開、その余の文書について全部公開とする決定（本件決定）をし、原告に可否決定通知書（以下「本件通知書」という。）を交付して通知した（甲2）。

- 15 (3) 原告は、平成29年7月5日、杉並区庁舎において、公開された文書の閲覧を行ったが、その際、杉並区長は、次のアないしエの文書（以下、順に「本件文書1」ないし「本件文書4」といい、本件文書1ないし4を併せて「本件各文書」という。）について、職員の決裁印の印影の一部を白く塗る処理を施したものを閲覧に付した（甲3ないし6）。本件通知書の「公開することができない理由」欄には、本件文書1に該当する本件通知書別紙（16）について、「事業者の従事職員の氏名」は本件条例6条1項2号（個人に関する情報）に該当し、公開することができない旨の記載があるが、本件文書2ないし4については公開することができない理由の記載がない（甲2）。

25 ア 回議用紙（財務）契約依頼 配当前：広報番組「すぎなみニュース」制作及び区長記者会見中継等業務委託（単価契約）23杉財歳出0001183

- 0 0 0

イ 継続 (分割) 支払票 伝票番号 2 3 杉財歳出 0 0 0 1 1 8 3 - 0 0 0

ウ 継続 (分割) 支払票 伝票番号 2 4 杉財歳出 0 0 0 0 8 6 0 - 0 0 0

エ 継続 (分割) 支払票 伝票番号 2 5 杉財歳出 0 0 0 1 4 1 2 - 0 0 0

5 (4) 原告は、令和 3 年 5 月 6 日、本件決定のうち本件白塗り処理がされた部分を非公開とした部分の取消し及び損害賠償を求めて本件訴訟を提起したが、被告が本件白塗り処理をしていない本件各文書を証拠 (乙 3) として提出したことから、原告は、本件訴えのうち非公開部分の取消しを求める部分を取り下げた。

3 争点

- 10 (1) 本件白塗り処理の違法性
(2) 原告の法的利益の侵害の有無
(3) 原告の損害

4 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)について (本件白塗り処理の違法性)

15 (原告の主張)

ア 杉並区の情報公開制度では、条例上の理由なく対象文書の一部を非公開にすることはできないから、本件白塗り処理は、本件条例に基づく一部非公開処分というべきである。

20 イ 本件白塗り処理がされた部分については、本件条例が定める非公開理由のいずれにも該当しないから、同部分に係る本件決定は本件条例に反する違法なものである。また、杉並区長は、本件通知書に非公開とした理由を記載しなかったばかりか、本件白塗り処理が非公開処分なのかどうかすら説明することを怠ったもので、本件条例が定める非公開理由の説明義務に違反している。

25 (被告の主張)

ア 国賠法 1 条 1 項にいう「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当

たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することという。

イ 本件条例には、本件白塗り処理を根拠づける規定は存在しないが、印影部分をすべて公開した場合には、当該印影を偽造されるおそれがあり、これを防止するために、印影のごく一部に白線を引く加工をして閲覧に付し、あるいは写しを交付することは、合理的な理由に基づく措置と評価されるべきである。

他方で、個別の国民が、実施機関が保有する情報の公開を受けるに当たっては、特定の文書について作成の真正に疑義があるような場合は別として、文書上、被告職員の氏名が明らかになっており、同職員が決裁印を押印することにより決裁をしていることが認識できれば足りるはずであり、それ以上に、処分行政庁あるいは情報公開事務を取り扱う情報公開係の職員において、原告に対し、印影の全てを公開しなければならない職務上の法的義務を負担しているものと解すべき理由はない。

したがって、本件白塗り処理は、国賠法1条1項にいう違法と評価されるべきものではない。

ウ 原告は、本件白塗り処理は非公開処分である旨主張するが、印影部分に関しては全部公開するとの判断をしたものであり、杉並区長が、本件各文書の印影部分を非公開とする処分をした事実はなく、本件白塗り処理は、飽くまで本件決定とは別の措置として杉並区総務部情報政策課情報公開係（本件当時。以下「区情報公開係」という。）において行ったものにすぎない。杉並区長には、本件条例10条4項の非公開理由を説明すべき義務はなく、これに違反した事実もない。

(2) 争点(2)について（原告の法的利益の侵害の有無）

（原告の主張）

原告は、被告職員らによる違法な一部非公開処分により、本件条例が保障す

る知る権利を著しく侵害されたと同時に、被告職員らが本件白塗り処理に係る理由の説明をしなかったことにより、本件条例が保障する非公開理由の説明を受ける権利を著しく侵害された。

(被告の主張)

5 ア 本件条例10条4項は、公開請求に係る情報の一部を公開するとき又は全部を公開しないときは、その理由を併せて通知しなければならない旨定めるが、これは飽くまで手続上の権利であって、国賠法に基づく損害賠償請求権発生的前提となる法律上保護すべき利益とは異なるから、杉並区長あるいは被告職員において、原告の法律上保護すべき利益を侵害したことにはならない。

10 イ 原告は、被告職員が本件白塗り処理の理由を説明しなかった旨主張するが、被告職員は、本件白塗り処理が、印影の偽造防止のための措置であることを原告に説明している。

(3) 争点(3)について (原告の損害)

15 (原告の主張)

原告は、前記権利侵害により精神的苦痛を受け、労力と経費の支出を強いられ、本件訴訟の提起を余儀なくされたもので、原告の被った損害は、金銭に換算すると10万円を下らない。

(被告の主張)

20 原告の主張は否認し、争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

証拠(乙2, 4)及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

25 (1) 区情報公開係は、本件請求に係る請求書を受理した後、これを本件対象情報を所管する杉並区総務部広報課(以下「広報課」という。)に送付し、広報課は、本件請求の対象となる文書を特定し、本件通知書の「公開することができない

理由」に係る情報が記載されたものを除く部分について、一部公開するとの第一次的判断を行った。

(2) 区情報公開係は、広報課から上記文書の提供を受け、一部の文書について一部公開、その余の文書について全部公開とする旨の判断を行った。区情報公開係は、この過程において、本件各文書の印影部分の一部について、偽造防止のための措置として本件白塗り処理を施した。

2 検討

以上を踏まえて検討すると、上記のとおり、本件白塗り処理は、印影の偽造防止という理由からとられた措置であったことは否定できないが、杉並区長は、本件各文書の印影部分の一部を白く塗って閲覧に付した以上、被告職員がその理由を説明したか否かにかかわらず、本件白塗り処理がされた部分については、これを公開しない処分があったといわざるを得ない。

そして、前記第2の2(3)のとおり、本件通知書には、本件文書1について、「事業者の従事職員の氏名」は公開することができない旨の記載があるが、これは印影部分に係るものとは認められず、また、本件文書2ないし4についてはその旨の記載がないことからすると、本件通知書には、本件各文書の印影部分の一部を非公開としたことについて理由の記載がないことになり、本件決定は、少なくとも本件条例10条4項の理由の通知を欠くものであったというべきである。

もっとも、これにより原告の権利が侵害されたとしても、本件白塗り処理の態様、すなわち、本件白塗り処理がされたのは本件各文書中、職員の決裁印の印影の一部であって、白く塗る処理は、印影の全体を覆うものではなく、ごく一部に限定して施されており、被告職員が押印して決裁がされたことは公開され閲覧に付された文書から明らかであったことに加えて、本件訴訟において、被告が本件白塗り処理をしていない本件各文書を証拠として提出したことなどからすると、原告の主張する点を考慮しても、原告に慰謝料による填補が必要な程度の損害が発生したとは認められない。

第4 結論

よって、原告の請求は、その余の点について判断するまでもなく理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部


5

裁判長裁判官

鎌野真敬 

10

裁判官

中畑啓輔 

15

裁判官

池田好英 

これは正本である。

令和3年12月3日

東京地方裁判所民事第38部

裁判所書記官 吉田 知恵子

